

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当東吾妻町の人口は昭和 55 (1980) 年の 19,975 人から令和 2 (2020) 年の 12,728 人へと、40 年間で 3 割以上減少している。人口を年齢別に見ると、昭和 55 (1980) 年以降、年少人口 (15 歳未満)、生産年齢人口 (15~64 歳) は減少、老年人口 (65 歳以上) は増加している。老年人口が総人口に占める割合は令和 2 (2020) 年で 41.2% となっており、全国の 28.7%、群馬県の 31.0% と比較して高い割合となっている。

当町の産業構造としては、製造業と建設業合わせて約 30%、サービス業 30%、小売・卸売業が 25%、その他業種が 15% といった構造になっている。

すべての業種において、事業者数は減少傾向となっており、業種別の景況感は総じて良くない状態である。特に小売業については、過疎化進行に伴う人口減少の影響を大きく受けており、事業者数が大きく減少しており苦境に立たされている。

このような状況を踏まえ、町内中小企業の生産性向上を推進するとともに、中小企業・小規模企業振興基本条例や企業立地促進条例を活用しながら、産業の振興と雇用の創出・拡大を図る。

(2) 目標

町内中小企業者の生産性向上が図られることを目的とする。対象者や対象設備の要件を満たす当町の対象事業者件数を鑑み先端設備等導入計画の年間認定数は 5 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性 (中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう) が年平均 3% 以上の向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東吾妻町の産業は、製造業や建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な産業が当町の経済を、雇用を支えているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者の幅広い取組を則すため本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を則すため、本計画の対象業種は、下記の業種を除く業種及び事業を対象とする。

特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び第 13 項に規定する接客業務受託営業を除く）に該当する業種

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は計画認定の対象としない。
- ・ 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮するものとする。
- ・ 市町村税を滞納している者については対象としない。
- ・ 東吾妻町暴力団排除条例（平成 24 年 12 町条例第 19 号）に基づく東吾妻町の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第 2 条で定める排除対象者に該当するものを対象としない。